



### (土壤汚染状況調査等の義務)

第三十六条 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行つことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、土壤汚染状況調査等を行わなければならない。

2 指定調査機関は、公正に、かつ第三条第一項及び第十六条第一項の環境省令で定める方法により土壤汚染状況調査を行わなければならない。

3 環境大臣等は、前二項に規定する場合において、その指定に係る指定調査機関がその土壤汚染状況調査等を行はず、又はその方法が適当でないときは、当該指定調査機関に対し、その土壤汚染状況調査等を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる。

（業務規程）

第三十七条 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等の業務に関する規程(次項において「業務規程」という)を定め、土壤汚染状況調査等の業務の開始前に、環境大臣等に届け出なければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、環境省令で定める。(帳簿の備付け等)

第三十八条 指定調査機関は、環境省令で定めるところに、土壤汚染状況調査等の業務に関する事項で環境省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

（業務の廃止の届出）

第三十九条 環境大臣等は、その指定に係る指定調査機関が第三十一条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとときは、当該指定調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（業務の廃止の届出）

第四十条 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等の業務を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣等に届け出なければならない。

（指定の失効）

第四十一条 指定調査機関が土壤汚染状況調査等の業務を廃止したときは、第三条第一項の指定は、その効力を失う。(指定の取消)

第四十二条 環境大臣等は、その指定に係る指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定を取り消すことができる。

一 第三十条第二号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第三十条第五条、第三十七条第一項又は第三十五条、第三十七条第一項又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第三十六条第三項又は第三十九条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により第三条第一項の指定を受けたとき。(公私)

第四十三条 環境大臣等は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第三十六条第三項の指定をしたとき。

二 第三十二条第一項の規定により第三条第一項の指定が効力を失つたとき、又は前条の規定により同項の指定を取り消したとき。

三 第三十六条の規定による命令の変更に係るものを除く。又は第四十条の規定による届出を受けるもの。

## 第六章 指定支援法人

けたとき。

### (指定)

第四十四条 環境大臣は、一般社団法人又は一般財團法人であつて、次条に規定する業務(以下「支援業務」という)を適正かつ確実に行つうことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、支援業務を行つ者として指定することができる。

2 前項の指定を受けた者は(以下「指定支援法人」という)は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

（業務）

第四十五条 指定支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 要措置区域内の土地に係る汚染除去等計画の作成又は変更をし、当該汚染除去等計画に基づく実施措置を講ずる者に対する助成を行う地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、助成金を交付すること。

二 次に掲げる事項について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

イ 土壤汚染状況調査

ロ 要措置区域内の土地に係る汚染除去等計画の作成及び変更並びに当該汚染除去等計画に基づく実施措置

ハ 産業変更時要届出区域内における土地の形質の変更

三 前号イからハまでに掲げる事項の適正かつ円滑な実施を推進するため、土壤の特定有害物質による汚染が人の健康に及ぼす影響に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。

四 前号ニに掲げる業務に附帯する業務を行ふこと。

（基金）

第四十六条 指定支援法人は、支援業務に関する基金(次条において単に「基金」という)を設け、同条の規定により交付を受けた補助金と支援業務に要する資金に充てることを条件として政府以外の者から出そんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

（基金への補助金）

第七章 雜則

しなければならない。

### (秘密保持義務)

第五十条 指定支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第四十五条第一号若しくは第二号に掲げる業務又は同条第四号に掲げる業務(同条第一号又は第二号に掲げる業務に附帯するものに限る)に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（監督命令）

第五十一条 環境大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、指定支援法人に対し、支援業務に關する監督上必要な命令を下すことができる。

（指定の取消し）

第五十二条 環境大臣は、指定支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の指定を取り消すことができる。

一 支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

三 不正の手段により第四十四条第一項の指定を受けたとき。

（公示）

第五十三条 環境大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第四十四条第一項の指定をしたとき。

二 第四十四条第二項の規定による届出を受けたとき。

三 前条の規定により第四十四条第一項の指定を取り消したとき。

（報告及び検査）

第五十四条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、土壤汚染状況調査に係る土地若しくは要措置区域等内の土地の所有者等又は要措置区域等内の土地において汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更を行い、若しくは行った者に対し、当該土地の状況、当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況その他必要な事項について報告を求める。又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、当該土地の状況若しくは当該職員が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合は、この法律の施行に必要な限度において、土壤汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況を検査せることができる。

（環境大臣の指示）

第五十五条 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（都道府県知事）

第五十六条 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する意見を述べることができる。

（資料の提出の要求等）

第五十七条 環境大臣は、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は第六十四条の政令で定める市特別区を含む)の長に対し、次に掲げる事務に關し必要な指揮を下すことができる。

一 第三条第一項ただし書の確認に關する事務

二 第三条第四項及び第八項、第四条第三項、第五条第一項、第七条第二項、第四項及び第八項、第十二条第一項、第十五条第一項、第十六条第四項、第十九条、第二十四条、第二十五条及び第二十七条第二項の命令に關する事務

三 第五条第六項の調査に關する事務

四 第六条第一項の指定に關する事務

ができる。

都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壤処理業者又は汚染土壤処理業者であつた者に対し、その事業に關し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壤処理業者若しくは汚染土壤処理業者であつた者の事務所、汚染土壤処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その指定に係る指定調査機関に対し、支援業務に關する監督上必要な命令を下すことができる。

（協議）

第五十八条 政府は、予算の範囲内において、指定支援法

人に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

（事業計画等）

第五十九条 指定支援法人は、毎事業年度、環境省令で定めるところにより、土壤汚染状況調査書及び収支計算書を作成し、環境大臣に提出しなければならない。

2 指定支援法人は、環境省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に關し事業報告書及び収支計算書を作成し、環境大臣に提出しなければならない。

（区分経理）

第六十条 指定支援法人は、支援業務に關する経理につい

ては、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理

するものとし、その他の経理と同一の勘定を設けて整理

するものとし、その他の経理と同一の勘定を設けて整理

するものとし、その他の経理と同一の勘定を設けて整理

するものとし、その他の経理と同一の勘定を設けて整理

するものとし、その他の経理と同一の勘定を設けて整理

当該汚染土壌処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならぬ。前項の許可を受けようなどと、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 汚染土壌処理施設の設置の場所

三 汚染土壌処理施設の種類構造及び処理能力

四 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定  
有害物質による汚染状態

五 その他環境省令で定める事項

一 都道府県知事は第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

二 汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行つに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

三 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又はこの法律に基づく处分に違反し、刑罰に処せらるべき行為を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ハ 暴力団員による不當な行為の防止等に関する法律(平成元年法律第七十七号)第二条第八号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(トにおいて「暴力団員等」という)。

二 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はハのいずれかに該当するもの

ト 暴力団員等がその事業活動を支配する者

四 第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

五 第二項及び第三項の規定は、前項の更新について準用する。

六 汚染土壤処理業者は、環境省令で定める汚染土壤処理に関する基準に従い、汚染土壤の処理を行わなければならない。

七 汚染土壤処理業者は、汚染土壤の処理を他人に委託してはならない。

八 汚染土壤処理業者は、環境省令で定めることにより、該当項目に係る汚染土壤処理施設ごとに、当該汚染土壤処理施設において行つた汚染土壤の処理に關し環境省令で定める事項を記録し、これを当該汚染土壤処理施設(当該汚染土壤処理施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該汚染土壤処理業者の最寄りの事務所)に備え置き、当該汚染土壤処理業者に利害關係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならぬ。

九 汚染土壤処理業者は、その設置する当該許可に係る汚染土壤処理施設において破損その他の事故が発生し、当

**第二十一条** 汚染土壤処理業者は、当該許可に係る前条第一項の規定は、前項の許可について準用する。  
二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が、この限りで環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

**第二十二条** 前条第三項の規定は、前項の許可について準用する。  
二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が、この限りで環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

**第二十三条** 汚染土壤処理業者は、当該許可に係る前条第一項の規定は、前項の許可について準用する。  
二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が、この限りで環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

**第二十四条** 都道府県知事は、汚染土壤処理業者により第十二条第六項の環境省令で定める汚染土壤の処理に際する基準に適合しない汚染土壤の処理が行われたと認めるとときは、当該汚染土壤の処理の事業を再開しようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめその旨を都道府県知事に届け出なければならない。  
(改善命令)  
(許可の取消し等)

**第二十五条** 都道府県知事は、汚染土壤処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。  
一 第十二条第三項ノイ又はハからトまでのいずれかに該当するに至つたとき。  
二 汚染土壤処理施設又はその者の能力が第十二条第一項の許可三項第一号の環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。  
三 この章の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。  
四 不正の手段により第二十二条第一項の許可(同条第三項の許可を含む)又は第二十三条第一項の変更の許可を受けたとき。  
(名義貸しの禁止)

**第二十六条** 汚染土壤処理業者は、自己の名義をもつて、(許可の取消し等の場合の措置義務)

**第二十七条** 污染土壤の処理の事業を廃止し、又は第十五条の規定により許可を取り消された汚染土壤処理業者は、環境省令で定めるところにより、当該廃止した事業の用に供した汚染土壤処理施設又は当該取り消された許可に係る汚染土壤処理施設の特定有害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置を講じなければならぬ。  
都道府県知事は、前項に規定する汚染土壤処理施設の運営に伴つて生じた汚水若しくは気体が飛散し流出を地下に浸透して、又は散逸したときは、直ちに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。  
(変更の許可等)

特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該汚染土壤処理業者が汚染土壤の除去、当該汚染の除去に対する相当の期限を定めて、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置を講ずべきことを命ずる。

(譲渡及び譲受)

**第二十一条の二 汚染土壤処理業者が当該汚染土壤処理業者の合併の場合**

を譲渡する場合において譲渡業者及び譲受人が、その譲渡事及び譲受について都道府県知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人の汚染土壤処理業者の地位を承継する。

**第二十二条第三項の規定は、前項の承認について準用する。**

(合併及び分割)

**第二十七条の四 汚染土壤処理業者が死亡した場合における相続人(相続人が一人以上ある場合において、その全員の同意により当該汚染土壤処理業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項、次項及び第4項において同じ。)が当該汚染土壤処理業を引き継ぎ、被相続された法人又は分割により当該汚染土壤処理業の全部を承継した法人は、汚染土壤処理業者の地位を承継する。**

**第二十二条第三項の規定は、前項の承認について準用する。**

(相続)

**第二十七条の五 国又は地方公共団体(港湾法(昭和二十五条法律第一百八十八号)第四条第一項の規定による港務局を含む。)(以下この条において「国等」という。)が行う汚染土壤の処理の事業についての第十二条第一項の規定の適用については、当該国等が都道府県知事と協議し、その協議が成立することをもって、同項の規定による許可があつたものとみなす。**

この法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他の規律の規定の適用に關する事項は、政令で定める。

**第二十八条** この節に定めるもののほか、汚染土壤の処理の事業に関し必要な事項は、環境省令で定める。

**第五章 指定調査機関**

(指定の申請)

**第二十九条** 第三条第一項の指定は、環境省令で定めるところにより、土壤汚染状況調査等を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

**第三十条** 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条第一項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく处分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

二 第四十二条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(指定の基準)

**第三十一条** 環境大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の指定が次の各号に該当するものと認めるときでなければ、その指定をしないならない。

一 土壤汚染状況調査等の業務を適確かつ円滑に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。

二 法人であつては、その役員又は法人の種類に応じて環境省令で定める構成員の構成が土壤汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 前号に定めるもののほか、土壤汚染状況調査等が公正になるおそれがないものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。

(指定の更新)

**第三十二条** 第三条第一項の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

(技術管理者の設置)

**第三十三条** 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行う土地における当該土壤汚染状況調査等の技術上の管理をつかさどる者で環境省令で定める基準に適合するもの(次条において「技術管理者」という。)を選任しなければならない。

(技術管理者の職務)

**第三十四条** 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行う事業所の名称又は所在地その他環境省令で定める事項をときは、技術管理人に当該土壤汚染状況調査等に従事する他の者の監督をさせなければならない。ただし、技術管理者以外の者が当該土壤汚染状況調査等に従事しない場合は、この限りでない。

(変更の届出)

**第三十五条** 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行う事業所の名称又は所在地その他環境省令で定める事項を変更したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその指定をした環境大臣又は都道府県知事(以下この章において「環境大臣等」という。)に届け出なければならない。

第五章 指定調查機關



9 「計画」という。を作成し、これを都道府県知事に提出すべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の汚染の行為によつて当該該土地の所持する物質による汚染が生じた場合があつて、その行為をした者と相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。(以下この項及び次条において同じ)に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、環境省令で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

一 都道府県知事により不された汚染の除去等の措置(次条第一項において「指導措置」という。及びこれと同様の行為をした者と相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項及び次条において同じ)に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、環境省令で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

二 実施措置の着手予定期間及び完了予定期間

三 その他環境省令で定める事項

1 都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が汚染除去等計画を提出しないときは、その者に対し、汚染除去等計画を提出しなければならない。

2 汚染除去等計画を都道府県知事に提出しなければならないときは、

3 都道府県知事は、汚染除去等計画(汚染除去等計画の提出をした者は、第一項各号に掲げる事項の変更(環境省令で定める軽微な変更を除く。)をしたときは、環境省令で定めるところにより、変更後のもの。以下この項から第九項まで、第九条第一号及び第十条において同じ。)の提出があつた場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が環境省令で定める技術的基準において「技術的基準」という。)に適合していないと認めるときは、その提出があつた日から起算して三十日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができる。

4 5 都道府県知事は、汚染除去等計画の提出があつた場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が、前項に規定する期間を短縮することができる。この場合においては、当該提出をした者に対し、遲滞なく、短縮後の期間を通知しなければならない。

6 汚染除去等計画の提出をした者は、第四項に規定する期間に従つて実施措置を講じなければならない。

7 都道府県知事は、汚染除去等計画の提出をした者が当該期間を経過した後でなければ、実施措置を講じてはならない。

8 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に記載された実施措置を講じなければならない。

9 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に記載された実施措置を講じたときは、環境省令で定めるところに依り、当該実施措置を講じていいと認めるときは、その者に対し、当該実施措置を講じべきことを命ずることができる。

第一節 形質變更時要届出区域

10 めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

都道府県知事は、第一項の規定により指示をしようとする者を確保することができず、かつ、これを放置することによって著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、当該要措置区域内の土地において講すべき汚染の除去等の措置を自ら講ずることができる。この場合において、相当の期限を定めて、汚染除去等計画を作成し、これを都道府県知事に提出した上で、当該汚染除去等計画に従つて実施措置を講すべき旨及びその期限までに当該実施措置を講じないときは、当該汚染の除去等の措置を自ら講ずる旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(汚染除去等計画の作成等に要した費用の請求)

**第八条** 受けた土地の所有者等は、当該土地において実施措置を講じた場合において、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が当該土地の所有者等以外の者の行為によることのあるものであるときは、その行為をした者に対し、当該実施措置に係る汚染除去等計画の作成及び変更並びに当該実施措置に要した費用について、指示措置に係る汚染除去等計画の作成及び変更並びに指示措置に要する費用額の限度において、請求することができる。ただし、その行為をした者が既に当該指示措置又は当該指示措置に係る前条第一項第一号に規定する環境省令で定める汚染の除去等の措置(以下この項において「指示措置等」という。)による汚染除去等計画の作成及び変更並びに指示措置等に要する費用を負担し、又は負担したものとみなされるときは、この限りでない。

前項に規定する請求権は、当該実施措置を講じ、かつ、その行為をした者を知った時から三年間行わないときは、时效によつて消滅する。当該実施措置を講じた時から二十年を超えたときも、同様とする。

(要措置区域内における土地の形質の変更の禁止)

**第九条** 要措置区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 第七条第一項の規定により都道府県知事から指示をされた者が汚染除去等計画として行う行為

二 通常の管理行為、軽易な行為その他他の行為であつて、環境省令で定めるもの

三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(適用除外)

**第十一条** 第三条第七項及び第四条第一項の規定は、第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染除去等計画に基づく実施措置として行う行為については、適用しない。

2 都道府県知事は、土壤の特定有害物質による汚染の除去により、前項の指定に係る区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該形質変更時要届出区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。

3 第六条第一項及び第三項の規定は、第一項の指定及び前項の解除について準用する。

4 形質変更時要届出区域の全部又は一部について、第六条第一項の規定による指定がされた場合においては、当該形質変更時要届出区域の全部又は一部について第一項の指定が解除されたものとする。この場合において、同条第二項の規定による指定の公示をしたときは、前項において準用する同条第二項の規定による解除の公示をしたものとのみなす。

（形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令）

**第十二条** 形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところによつて、当該土地の形質の変更の種類場所、施行方法及び着手予定期日その他の環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更をしようとする旨を環境省令で定めるところによつて、当該土地の形質の変更の種類場所、施行方法及び着手予定期日その他の環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるものの範囲内において、当該土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手して、環境省令で定めるものとみなす。

三 形質変更時要届出区域が指定された際既に着手していいた行為

四 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

5 形質変更時要届出区域が指定された際当該形質変更時要届出区域において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

6 形質変更時要届出区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

7 第一項第一号の土地の形質の変更をした者は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第三節 雜則

5 当該期間中ににおいて行った当該土地の形質の変更の種類、  
場所その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け  
出なければならない。  
第十四条 第二項の届出を受けた場合において、  
その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令  
で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を  
受けた日から十四日以内に限り、その届出をした者に対  
し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する  
計画の変更を命ずることができる。  
(適用除外)  
第十五条 第三条第七項及び第四条第一項の規定は、形質  
変更時要届出区域内における土地の形質の変更について  
は、適用しない。

◆土壤汚染対策法

全文

第一章 總則

一  
條

**第一条** この法律は、土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染の防止の実施の実施を図り、もつて国民の健康を保護することを目的とする。

**第一条** この法律において「特定有害物質」とは、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く。）であつて、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

この法律において「土壤汚染状況調査」とは、次条第一項及び第八項、第四条第二項及び第三項本文並びに第五条の土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査をいう。

第一章 土壤污染状况调查

**第三条** (使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地が廃止された有害物質調査) 濁水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第八百三十八号)第二条第一項に規定する特定施設(第三項において単に「特定施設」という。)であつて、同条第二項第一号に規定する物質(特定有害物質であるものに限る。)をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。(以下同じ。)に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者、又は占有者(以下「所有者等」という。)であつて、当該有害物質を使用特定施設を設置していたもの又は第三項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該工場の土壤の特定有害物質による汚染の大きさにつき、(既設工場の上記は都道府県知事)

2 知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところによれば、当該土地位について予定されている工事の方法からみて土壤上有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

前項の指定は、二以上の都道府県の区域において土壤

三月號六足圖五之第三章第一二三節第二圖)的調查(又),「三月號行

県知事に報告すべき旨を命ずるものとする。  
(土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合)  
(付)

三三

る者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形

期限を定めて、当該調査等

過失がなくして当該調査等を命ぜべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反する」と認めたときは、その者の負担において、当該調査等を自ら行うことができる。この場合ににおいて、相当の期限を定めて、当該調査等をすべき旨及びその期限までに当該調査等をしないときは、当該調査を自ら行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

第二章 区域の指定

## 第一節 要措置区域

**第六条** 都道府県知事は、土地が次の各号のいずれにも該する場合に、(要措置区域の指定等)、

本特別不等物質による汚染の除去、並びに汚染する人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等」といふ）

等の措置」という。)を講ずることが必要な区域として指定するものとする。

一 土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合

二 土壤の特定有害物質による汚染により、人の健康にしないこと。

係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当すること。

2 都道府県知事は、前項の指定をするときは、環境省に定めるところにより、その旨を公示しなければならない

第一項の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる  
都道府県知事は、汚染の除去等の措置により、第一項

の指定に係る区域（以下「要措置区域」という。）の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなつたと認は

るときは、当該要措置区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の解除について準用する。

**第七条** 都道府県知事は、前条（汚染除去等計画の提出等）

環境省令で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要堆

置区域内の土地の所有者等に対し、当該要措置区域内において講すべき汚染の除去等の措置及びその理由、当該措置を講すべき期限その他環境省令で定める事項を示すべく、次に掲げる事項を記載した計画（以下「汚染除去等計画」といふ）。